

令和7年度 墨田区立言問小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月 1日

校長 決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは児童等の生命並びに心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるので、全ての教職員がそれぞれの役割と責任に応じて主体的に関わり、連携して取り組む。
- (2) すべての児童等が自己肯定感をもち、やさしさと思いやりの心を大切に、安全に安心して学校生活を送ることができるようにする。
- (3) いじめは、いつでもどこでも起こり得るという認識に立ち、児童の変化、児童の声を確実に受け止めると共に教員が抱え込むことなく組織として対応する。
- (4) いじめを受けた児童等の生命・心身を保護することが重要であるという認識のもと、関係機関との連携を密に図る。

2 学校及び教職員の責務

教職員は、保護者・関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組み、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 保護者の責務

- (1) 保護者は、子の教育の一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導、その他の指導を行うよう努める。
- (2) 保護者は、その保護する児童がいじめを受けた場合は、適切に、当該児童をいじめから保護するよう努める。
- (3) 保護者は、本校が講ずるいじめ防止のための措置に協力するように努める。
- (4) 上記(1)は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解するものではない。

4 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

① 設置の目的

学校は、当該学校においていじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く。

② 所掌事項（本委員会は、次に掲げる項目について協議する。）

- ・校内のいじめ未然防止対策に関すること。
- ・家庭・地域との連携によるいじめの未然防止対策に関わること。

- ・いじめ発生時における具体的な対応に関すること。
- ・いじめ発生時における家庭・関係機関との連携に関すること。

③ 会議

特設委員会の中に組織を置き、毎月1回定例会議を行う。

④ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任・学年主任代表（低高各1名）、養護教諭、SCで構成する。

（2）学校サポートチーム

① 設置の目的

学校は、いじめの未然防止及び発生時における対応機関として、学校サポートチームを置く。

② 所掌事項

- 校外のいじめ未然防止対策に関すること。
- 家庭・地域との連携によるいじめ未然防止対策に関すること。
- いじめ発生時における具体的な対応に関すること。
- いじめ発生時における家庭・関係機関との連携に関すること。

③ 会議

学校運営連絡協議会と兼ね、年3回、定例会議を行う。

④ 委員構成

校長、副校長、PTA 会長、学校運営連絡協議会委員、民生児童委員、青少年委員

5 段階に応じた具体的な取組

（1）未然防止のための取組

- ①いじめ問題に関する年間指導計画を人権教育や道徳教育、キャリア教育と絡めて作成し、実施する中で児童の自己肯定感を高める。
- ②いじめに関する校内研修を年間3回計画し、実施する。
- ③「いじめに関する授業」を年間3回以上実施する。
- ④自己の役割や責任を自覚し、互いの関係や絆を深める異年齢集団による縦割り活動（レインボー活動）を行う。
- ⑤いじめを生まない許さない学級や学校づくり、人間関係づくりを推進するために「学校生活アンケート」を年3回実施する。問題を抱えていると疑われる児童や状況把握の難しい児童がいる場合には、積極的にコミュニケーションをとり、児童から信頼され相談されやすいよう、児童との人間関係を構築する。
- ⑥規律ある生活、学習の仕方を記した「言問小のよい子のきまり」や「あそびのきまり」、教員向けの「生活ルール」「学習ルール」を作り全校で共通理解をして指導にあたる。

- ⑦毎週 1 回、生活指導夕会で情報交換を行い、全教職員が全児童について共通理解をして指導を行う。
- ⑧全学年、年間 3 回情報モラルに関わる授業を行い、インターネットを通じて行われるいじめが発生しないよう「SNS・タブレットルール」の徹底を図る。
- ⑨保護者を対象としたいじめ防止のための研修会を行う。
- ⑩家庭訪問や学校・学級だより等を通じた家庭との緊密な連携と協力体制を築く。

(2) 早期発見のための取組

- ①いじめであるかもしれない、いじめに発展するかもしれないという視点に立って児童一人一人の行動をきめ細かく捉えていくために児童の行動記録を残していく。
- ②毎週 1 回、生活指導夕会で情報交換を行い、全教職員が全児童について共通理解をして指導を行う。
- ③i チェックを活用した学級経営を行うとともに、児童に定期的に状況調査を行い、いじめの実態把握を行う。
- ④スクールカウンセラーによる高学年全員面談を実施する。
- ⑤保健室や相談室からの情報の収集及び電話相談窓口からの情報収集体制を整備し、教職員全体による情報の共有化を図る。

(3) 早期対応のための取組

- ①学校いじめ対策委員会で把握した情報に基づき対応方針を策定し、役割分担を明確にする。
- ②被害の児童の安全確保とスクールカウンセラーを活用したケアを行う。
- ③加害者の児童とその保護者に対する組織的・継続的な面談・観察・指導を行う。
- ④いじめを伝えた児童の安全を確保する。
- ⑤いじめを黙認・傍観していた児童への指導を徹底する。
- ⑥墨田区教育委員会へ報告し、支援を受ける。
- ⑦学校サポートチームを通じた警察・児童相談所との連携・協力を図る。
- ⑧保護者会等における情報の共有化を行う。

(4) 重大事態への対処

- ①被害の児童の保護・相談援助
 - ・被害を受けた児童に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護や情報共有の徹底をする。
 - ・被害を受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
 - ・スクールカウンセラーによるケアを行う。

- ・スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭への相談援助を行う。

②加害の児童への働きかけ

- ・別室での学習を実施する。
- ・警察への相談・通報を行う。
- ・懲戒や出席停止を墨田区教育委員会と協議する。
- ・加害の児童とその保護者に対するケアを行う。
- ・スクールソーシャルワーカーによる相談援助を受ける。

③墨田区教育委員会・関係機関との連携

- ・墨田区教育委員会への報告と連携を行う。
- ・児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携を行う。
- ・都教育委員会のいじめ等問題解決支援チームを活用する。

④保護者・地域との連携

- ・いじめ対策緊急保護者会を開催する。
- ・PTA を活用する。
- ・民生・児童委員等と連携する。

⑤いじめ防止対策推進法に基づく対応

- ・法第 28 条に基づく調査を行う。
- ・法第 30 条に基づく再調査を行う。

6 教職員研修計画

- (1) 職員連絡会等で「学校いじめ基本方針」を徹底する。
- (2) 年 3 回の研修会を実施し、教職員の意識改革を図り、指導力を向上させる。

7 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) PTA 役員会やいじめ地区公開講座等での啓発を行う。
- (2) 学校便り、学年通信等による啓発活動を実施する。

8 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 問題が家庭内に起因する場合は、子供家庭支援センターと連携する。
- (2) 問題が地域社会に起因する場合は、民生児童委員や町会へ働きかける。
- (3) 問題が犯罪行為として取り扱われる場合は、警察と連携する。

9 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 毎年、全校児童及び保護者が、学年末にいじめ防止対策について学校評価を行う。
- (2) 毎年、学校運営連絡協議会が、学年末にいじめ防止対策について学校評価を行う。
- (3) 上記 (1)、(2) の学校評価を受けて、いじめ防止対策の改善を図る。